

令和 5 年 6 月 4 日現在

機関番号：34316

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2022

課題番号：21K13107

研究課題名（和文）南北朝期室町幕府の特別訴訟手続に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Special Litigation Procedure of the Muromachi Shogunate in the Nanbokucho Period

研究代表者

山本 康司（YAMAMOTO, koji）

龍谷大学・公立大学の部局等・研究員

研究者番号：50892832

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、南北朝期室町幕府訴訟制度における特別訴訟手続（審理手続きを省略して、訴人に論所の知行を全うさせる手続き）について論じたものである。訴訟手続における沙汰付（所領の引き渡し）と訴陳について分析を加え、論人に対する答弁命令や出頭命令が発給文書を伴わない形で伝達されることがあったことや、観応の擾乱以後において下知状に代わって御判御教書が判決文書として用いられていたことを指摘した。また、南北朝期を通じて訴陳を経た訴訟（特別訴訟手続ではない訴訟）が継続していたことや、柔軟な訴訟審理が行われていたことを論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

特別訴訟手続は室町幕府訴訟制度のなかで注目されてきた論点であった。本研究では特別訴訟手続について再考の余地が大きく残されていることを確認した上で、訴訟制度の全体から特別訴訟手続の位置づけを論じるとともに、下知状が発給されなくなった後の訴訟のあり方や、南北朝期における裁判意識のあり方を提示した。本研究は通説に再考を迫るものであり、新たな訴訟像の一端を示すものとなった。

研究成果の概要（英文）：This study is a research on the special litigation procedure (a proceeding to have the petitioner take possession of the disputed land by omitting the statement of case) in the litigation system of the Muromachi Shogunate during the Nanbokucho period. The paper analyzes the delivery of the land and the statement of case in litigation proceedings, and points out that orders to answer or appear against the accused were sometimes transmitted without documents, and that after the Kanno Disturbance, the Gohan Mikyojo (Document signed by the General himself) was used as a judgment document instead of the Gechijo (Documents delivering orders). The study also discussed the continuity of litigation through the statement of case throughout the Nanbokucho period, and the flexibility of litigation proceedings.

研究分野：人文学・日本中世史

キーワード：室町幕府 訴訟 引付方 下知状 特別訴訟手続

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

中世武家政権(鎌倉幕府・室町幕府)の訴訟制度に関する研究は、戦前から中田薫氏・石井良助氏・佐藤進一氏などによって進められてきた。具体的な訴訟手続きのあり方については、石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、1938年)において体系的・網羅的に論じられているが、そのなかで、室町幕府訴訟制度は大体において鎌倉幕府訴訟制度の模倣であるが、違いとして室町幕府における特別訴訟手続の発生と発達があったと指摘されている。特別訴訟手続とは、所領を押領されたという訴人の申し立てに対して、審理手続きを省略して、訴人に論所の知行を全うさせる手続きである。この石井氏の研究により、特別訴訟手続が室町幕府の特色であると研究者に共有されることになった。

その後の室町幕府訴訟制度研究は、所務沙汰(所領相論の訴訟)を担当する引付方のほか、引付方以外の訴訟担当機関、訴訟における將軍親裁、訴訟の執行手続き等へと展開している。これらの研究において特別訴訟手続は必ずと言ってよいほど触れられる論点となっている。

しかし、特別訴訟手続は十分な議論が尽くされたものではなく、現在でも特別訴訟手続を正面から扱った研究は乏しいという状況にある。また、個々の研究者がそれぞれの研究関心に基づいて言及することが多く、研究者間において意見の相違が存在している。したがって、特別訴訟手続の見直しが必要であると考えた。さらに、特別訴訟手続きを論じ直すことによって、先行研究の大幅な見直しや、室町幕府訴訟制度の特質を論じることにつながると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、特別訴訟手続やそれに関連する訴訟手続き・発給文書について検討を行い、特別訴訟手続の実態解明を行うことを目的とした。また、その成果を踏まえた上で、南北朝期室町幕府訴訟制度の歴史的意義の解明や、室町幕府の裁判理念の解明、室町幕府政治史の深化を目指した。

室町幕府訴訟制度研究は、早くから実証的な研究が進んできたため、現在では議論が精緻化している。ただ、その反面、訴訟制度の全体像を論じる研究が少なくなっている。そのなかで、特別訴訟手続は、多くの先行研究で言及されているため、本研究の成果は、多くの先行研究に影響を及ぼすことになる。

また、特別訴訟手続の研究は、室町幕府の裁判理念の解明にも展開する。訴訟手続きには「公正な判断を求めるための慎重な審理という方針」と「能率主義的に迅速な審理のほうがいいという方針」が存在しており(佐藤進一「合議と専制」、『史学論集』18号、1988年)、特別訴訟手続は「迅速な審理」を実現するための手続きに該当する。特別訴訟手続はなぜ必要とされ、「慎重な審理」(=通常の訴訟手続き)とどのような関係にあったのか。その解明は、室町幕府がどのような裁判理念を持っていたかを明らかにすることにつながる。さらに、訴訟制度の研究が政治史研究に密接に関連することを考えあわせると、特別訴訟手続の研究は、政権の性格付けに密接に関わるといえる。

3. 研究の方法

(1)特別訴訟手続研究史の整理

特別訴訟手続は、石井良助氏・佐藤進一氏・山家浩樹氏の研究によって通説が形成された。しかし、それらの研究では、特別訴訟手続像についての見解が少しずつ異なっている。よって、三氏の研究において行われた議論を正確に理解することを目指す。加えて、三氏の研究が、以後の研究においてどのように理解・受容されてきたかという点も検討する。これらの研究史の整理を行うことで、研究課題を明確化させることを目指す。

(2)引付方における特別訴訟手続の運用

通説では、特別訴訟手続が足利義詮親裁の場である御前沙汰で行われたと指摘されてきたが、その一方で、特別訴訟手続が引付方で行われたとみる研究もある。かかる場の問題は、特別訴訟手続が適用される条件の問題や、特別訴訟手続が開始された時期の問題とも関わっており、特別訴訟手続の訴訟制度上の位置付けを検討するための素材となる。

そこでまずは引付方や内談方の活動期間(1336~1349)における訴訟制度のあり方を検討し、特別訴訟手続の運用や理非究明のあり方を明らかにする。その上で、御前沙汰が行われた時期の訴訟制度のあり方と対比を行う。それらの検討を通して、特別訴訟手続とはどのような訴訟手続きであり、通常の訴訟手続きとどのように使い分けられていたかを明らかにする。

(3)下知状減少以後の裁判手続きと理非の究明

鎌倉幕府では訴訟の判決文書として下知状(裁許状)が用いられていた。草創期の室町幕府も下知状を用いており、建武5年(1338)から貞和5年(1349)までの12年間で89通が確認されている。しかし、貞和5年以降は下知状がほとんど発給されなくなっており、集積したところ、観応元年(1350)から応永8年(1401)までの52年間で17通となっている。下知状は、訴訟審理(書類審査・口頭弁論)を経た上で作成される判決状であるため、審理手続きを省略した特別訴訟手

続と対照的な存在といえる。そこで、特別訴訟手続の実態解明のため、下知状減少の背景や特別訴訟手続と下知状の関係について検討する。

4. 研究成果

(1) 特別訴訟手続研究史の整理

まず、通説を形作った石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』・佐藤進一『南北朝の動乱』（中央公論社、1965年）・山家浩樹「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」(『史学雑誌』94 12、1985年)を重点的に読み直し、言葉遣いを含めて厳密に論点の整理を行った。その結果、特別訴訟手続によって出された判断は判決なのか判決ではないのかという点や、特別訴訟手続が引付方で行われていたか義詮の御前沙汰で行われていたかという点において差異が生じていたことや、史料の根拠の乏しい部分があることなどが明らかになった。このことは、特別訴訟手続が義詮の御前沙汰において行われたという通説が、明白なものではないことを示している。

また、近年の研究では特別訴訟手続と將軍親裁・御前沙汰を結び付けない研究もあること、「入門」研究において示されている「入門」手続きが石井氏の示した特別訴訟手続像に近いことを確認した。

このように、特別訴訟手続は有名な概念だが、研究自体が不十分、かつ、研究者によって見解が異なる部分があった。研究をより進展させるためには厳密な概念規定が必要な段階に至っていると考えた。また、特別訴訟手続の再評価を行うためには、特別訴訟手続が通常の訴訟手続きのなかにどのように位置付けられているかを明らかにする必要があると考えた。

(2) 所務沙汰手続きの変遷と特別訴訟手続

南北朝期室町幕府の訴訟における沙汰付(所領の引き渡し)と訴陳について研究を行った。

まず、引付方(1338~44)において、引付頭人奉書の使い分けを分析し、沙汰付命令(特別訴訟手続)と答弁・出頭命令に使い分けられていたことを確認した。答弁・出頭命令は訴訟当事者宛のものと守護・使節宛のものが存在しており、初度目の答弁・出頭命令は当事者宛、二度目以降の答弁・出頭命令は守護・使節宛となっていた。

一方、内談方(1344~49)では、内談頭人の発給文書の大部分が沙汰付命令によって占められていた。このことは先行研究が既に指摘しており、室町幕府が強制的裁許を強化する方針へ転換したと評価されている。しかし、下知状の分析から、内談方において答弁・出頭命令が出されなくなったのではなく、発給文書を伴わない形で答弁・出頭命令が伝達されていたことが読み取れた。それが訴状を封じ下す手続きであった。また、訴状を封じ下す手続きの担い手は、守護・使節に限られており、訴訟当事者を介した答弁・出頭命令の伝達が行われなくなっていた。以上により、訴状を封じ下す手続きの存在は、理非究明を経た訴訟が継続していたこと、当事者主義の後退・職権主義の進展がみられることを示していると考えた。

これまでの訴訟制度研究では、発給文書の収集・分析が主であった。それに対し、訴状を封じ下す手続きは、文書発給を伴わない手続きであり、発給文書からは読み取れない手続きであった。そのため、新たな研究視点の提示となった。

次に、下知状の問題を検討した。判決は下知状によって発給されていたが、観応擾乱以後になると下知状がほとんど発給されなくなる。そして、ほぼ同時期に、義詮の御判御教書が発給され始める。その御判御教書について詳細にみていくと、特別訴訟手続として発給された御判御教書(沙汰付命令・反論可能)のほかに、訴陳を行った上で発給された御判御教書(判決文書・反論不可)が存在することが確認できた。下知状に代わって御判御教書が判決文書として用いられており、南北朝期を通じて訴陳を経た訴訟(特別訴訟手続ではない訴訟)が続いていたことになる。

また、下知状から御判御教書への変化の意義を考えるにあたって、下知状に対して施行状(判決の実現を守護・使節に命じる文書)がしばしば発給されていること、一方で、御判御教書には施行状が発給されていないことに注目した。下知状と御判御教書の違いは、施行命令の有無にある(下知状は施行命令を内包しておらず、御判御教書は施行命令を内包している)。したがって、御判御教書は、下知状と施行状の両者の機能を統一したものと評価できる。鎌倉幕府においては、下知状の成立以後に施行状(使節遵行)が成立した。その継ぎ接ぎ状態を整理するために登場したのが御判御教書であった。下知状から御判御教書への変化は、鎌倉幕府訴訟制度の否定ではなく、制度の合理化を意味する。さらに、この変化は裁判意識の変化にもつながっている。すなわち、訴訟の役割は判決を出すだけでなく、施行までを含めて行うべきという意識が形成されたことを示している。

(3) 審理手続きにおける当事者主義・職権主義

特別訴訟手続とかがかわって、訴訟における審理手続きについて検討を行った。検討の素材として用いたのは「斑鳩日記類集」所収の「三条殿御下知状案」である。「三条殿御下知状案」には謀書判定のために用いられた審理手続きが詳細に記されており、その検討から、室町幕府の訴訟機関が職権的に活動する場合があったことや、引付方や内談方の構成員の枠組みにとらわれない柔軟な訴訟運営が行われていたことが明らかとなった。また、本事例からは、室町幕府の意見制度についても再考の余地があることを確認できた。

以上、本研究では南北朝期室町幕府における特別訴訟手続や訴陳の問題について論じ直した。その過程において通説に対する疑問点や課題が見いだせた。また、特別訴訟手続だけではなく、訴訟手続きの全体像を論じることになった。ただし、本研究の成果のなかには、現段階では論文の掲載に至っていないものもある。それらについては成果の公開を目指している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山本康司	4. 巻 95
2. 論文標題 「斑鳩旧記類集」からみる南北朝期室町幕府の謀書判定手続き	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 古文書研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山本康司
2. 発表標題 南北朝期室町幕府訴訟制度とその運用
3. 学会等名 大阪歴史学会中世史部会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------